第三款　刑事局（第二十五条―第三十八条）
第四款　交通局（第三十九条―第四十五条）
第五款　警備局（第四十六条―第五十六条）
第六款　情報通信局（第五十七条―第六十二条）
第七款　警察庁顧問（第六十三条）
第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第六十四条―第九十条）
第二款　科学警察研究所（第九十一条―第百十一条）
第三款　皇宮警察本部（第百十二条―第百三十一条）
第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百三十二条―第百六十九条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百七十条―第百七十九条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百八十条）
附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　長官官房

［条を削る。］

［条を削る。］

（広報室）

第二条　［略］

2　広報室においては、警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号。以下「令」という。）第八条第六号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　略］

（情報公開・個人情報保護室）

第三条　［略］

2　情報公開・個人情報保護室においては、令第八条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　略］

（留置管理室）

第四条　［略］

2　留置管理室においては、令第八条第九号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　略］

第三款　刑事局（第二十二条―第三十六条）
第四款　交通局（第三十七条―第四十三条）
第五款　警備局（第四十四条―第五十六条）
第六款　情報通信局（第五十七条―第六十一条）
第七款　警察庁顧問（第六十二条）
第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第六十三条―第八十九条）
第二款　科学警察研究所（第九十条―第百十条）
第三款　皇宮警察本部（第百十一条―第百三十条）
第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百三十一条―第百五十七条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百五十八条―第百六十七条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百六十八条）
附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　長官官房

（政策企画官）

第二条　長官官房総務課に、政策企画官一人を置く。

2　政策企画官は、命を受け、警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号。以下「令」という。）第八条第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（警察行政運営企画室）

第三条　長官官房総務課に、警察行政運営企画室を置く。

2　警察行政運営企画室においては、令第八条第五号に掲げる事務のうち警察行政の運営一般に関する事務及び同条第七号に掲げる事務をつかさどる。

3　警察行政運営企画室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、警察行政運営企画室の事務を掌理する。

（広報室）

第四条　［同上］

2　広報室においては、令第八条第十二号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（情報公開・個人情報保護室）

第五条　［同上］

2　情報公開・個人情報保護室においては、令第八条第十三号及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（留置管理室）

第六条　［同上］

2　留置管理室においては、令第八条第十五号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　同上］